



抗原検査キットまたは民間検査で



陽性となった場合について

新型コロナウイルス感染症について、厚生労働省から承認された抗原検査キット※を用いた自己検査または民間検査(PCR等検査無料化推進事業含む)で陽性となった方は、以下の方法で陽性の判定を受けてください。

※該当する抗原検査キットの情報については、厚生労働省ホームページよりご確認ください。

新型コロナウイルス陽性者登録センターで判定

無症状または症状が軽いなど医師の診療が不要な方は、新型コロナウイルス陽性者登録センターをご活用ください。

- 原則 24 時間以内に陽性判定についてお知らせします。
- 医療機関ではないため、薬剤の処方や相談には対応していません。
- 利用料は無料です。

※利用条件や登録方法、問合せ先についての詳細は、裏面をご覧ください。

医療機関で判定

※民間検査陽性者の診療を行っている医療機関に限る

医師の診療を希望される方や、陽性者登録センターが利用できない方は、かかりつけ医または民間検査陽性者の診療を行っている医療機関にご相談ください。

- 民間検査陽性者の診療を実施している医療機関は、以下の URL または で検索してください。



<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f78anzenshien/zikokensayouseisya.html>

※事前予約が必要です。

※初診料など一定の自己負担額が発生します。

<検査結果が陰性となった場合>

→ 検査結果が「陰性」となった場合でも、偽陰性（感染していても「陰性」の結果になること）の可能性も考慮し、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒などの基本的な感染対策に努めてお過ごしください

<陽性者登録センターと医療機関との違い>

判定先	受付時間	薬剤の処方・医師の相談	利用料
陽性者登録センター	24 時間登録可能	不可	無料
医療機関	各医療機関による(予約制)	可	初診料等

症状の軽い方は陽性者登録センターをご活用ください

新型コロナウイルス感染症について、厚生労働省から承認された抗原検査キットを用いた自己検査または民間検査(PCR等検査無料化推進事業含む)で陽性となり、かつ、下記条件①～④すべて満たす方については、札幌市が運営する「新型コロナウイルス陽性者登録センター」への登録をお願いいたします。これにより、保健所による陽性判定についての通知が、登録から原則24時間以内に行われます。

《対象者：下記の条件をすべて満たす方》

- ①札幌市内在住の方
- ②症状が軽く、安定している方※ または 無症状の方
- ③指定の抗原検査キットまたは民間検査（PCR検査等）の検査結果が陽性かつ発症日（無症状の方は検査日）から9日以内の方（発症日を0日とします）
- ④スマートフォン・タブレット及びメールアドレスを所持している方

①～④をすべて満たす方でも、以下の方は医療機関の受診を推奨します。

- ・65歳以上の方・妊娠中の方・透析中の方
- ・その他、重症化リスクのある方

例) 悪性腫瘍性疾患（がん、白血病など）、免疫不全（HIV、がんの治療中、臓器移植等により免疫抑制剤を使用中）など

※ 症状はあるが軽く、安定しており、医療機関の受診は不要とご自身で判断できる場合を指します。

登録手順

- ・右の二次元バーコードまたは下記URLから、札幌市公式ホームページ「【陽性者登録センター】自己検査等で陽性となった方へ」にアクセスいただき、陽性者登録システム(こくちまるプラス)の登録画面に進んでください。

URL: <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/kensa-kit.html>



登録後

申請手続き完了と判定結果の2種類のメールが届きます。判定結果の通知メールが届くまでの間は、感染拡大防止のため行動自粛のご協力をお願いいたします。

通知前に体調が悪化した方は、通知を待たず、医療機関への受診若しくは相談又は救急安心センターさっぽろ（#7119）へのご相談をお願いいたします。

お問い合わせ

札幌市保健福祉局 医療対策室業務調整課（陽性者登録センター担当）

お電話 011-590-1107（毎日9:00～18:00）又は上記ホームページの「問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。



陽性と判定されたら
どうしたら
良いのでしょうか？



陽性と判定された場合は、
自宅での療養をお願いします。
必要になる情報は「療養ナビ」から
ご確認ください。

